

現 場 説 明 書

1. 業務の名称 平成22年度 名四国道用地関係資料作成整理等業務
2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。
3. 仕様書等に対する質問及び回答について
 - (1) 質問書提出期間
平成22年1月21日から平成22年3月2日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
 - (2) 質問書提出方法
質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - (3) 質問書提出先
〒467-0847 愛知県名古屋市瑞穂区神穂町5番3号
国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 経理課
電話 052-823-7912
FAX 052-823-7905
メールアドレス keimeish@cbr.mlit.go.jp
 - (4) 回答書閲覧期間
回答の翌日から平成22年3月12日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
 - (5) 回答書閲覧場所
中部地方整備局 名四国道事務所 経理課

説 明 事 項

- 1 入札（又は見積書の提出）について
 - (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、中部地方整備局電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
 - (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいならない。
- 2 落札者（又は契約の相手方）の決定について
 - (1) 指名競争契約の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）に対し、配置予定業務管理者に関する経歴書（別紙様式1）の提出を求める連絡を行うので、連絡を受けた者は、指定された期限までに速やかに別紙様式1が提出できるよう、開札日までに準備しておくこと。
 なお、次のイ）からハ）に該当する入札は、無効とする。
 イ）期限内に別紙様式1が提出されなかった場合
 ロ）別紙様式1により提出された配置予定業務管理者が、特記仕様書中「配置業務管理者の手持ち業務量の制限」の要件を満たさない場合
 ハ）「7 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について」（1）①に示す担当技術者を配置できない場合及び（2）品質証明書が提出されない場合
 - (2) 落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。
 なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、
 ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
 ② 基準価格（①の基準が設定されている場合に限る。以下同じ）を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
 ③ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 ④ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
 ⑤ 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 契約書頭書の「調停人」について
 発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。
- 4 不可抗力による損害について
 土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。
 (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
 (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。
- 5 前払金等の請求について
 - (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
 - (2) 部分払は、1回以内とする。
- 6 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について
 前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。